

静 岡 市 報

No. 79

静岡市葵区追手町5番1号

発 行 所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発 行 日 毎月1日・隨時

目 次

条 例

- 静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 ······ 4

規 則

- 静岡市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則 ······ 6
○静岡市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則 ······ 7
○静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則 ······ 10
○静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則 ······ 15

議会規則

- 静岡市議会傍聴規則の一部を改正する規則 ······ 19

告 示

- 児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示の一部改正 ······ 22

議会告示

- 静岡市議会委員会傍聴規程の一部改正 ······ 24

<本号で登載された条例のあらまし>

◇ 静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例（令和7年静岡市条例第67号）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正により、引用条項にずれが生じたため、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月5日

静岡市長 難波喬司

静岡市条例第67号

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規則

静岡市規則第100号

静岡市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年11月28日

静岡市長 難波喬司

静岡市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市印鑑条例施行規則（平成15年静岡市規則第66号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「運転免許証、国民健康保険証、年金手帳等」を「運転免許証等」に改め、「（民間機関発行のものは顔写真が貼られていること。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市印鑑条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第101号

静岡市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年11月28日

静岡市長 難波喬司

静岡市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則

静岡市重度心身障害者医療費助成規則（平成15年静岡市規則第126号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「健康保険法等に基づく被保険者証、組合証又は加入者証（以下「被保険者証等」という。）」を「健康保険法等の規定による医療に関する給付を受ける資格を証する情報（以下「資格確認書等」という。）」に改める。

第8条第2項中「被保険者証」を「資格確認書等」に、「受給者証等」を「受給者証」に改める。

第11条第1項中「被保険者証等」を「資格確認書等」に改める。

様式第1号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第2号その1及び様式第2号その2中「被保険者証」を「加入医療保険」に改める。

様式第3号（裏）2中「被保険者証」を「マイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。）等」に改め、「破損したり、」を「破損又は」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の静岡市重度心身障害者医療費助成規則（以下「旧規則」という。）第6条第1項の規定により交付されている重度心身障害者医療費助成受給者証は、この規則による改正後の静岡市重度心身障害者医療費助成規則第6条第1項の規定により交付された重度心身障害者医療費助成受給者証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市重度心身障害者医療費助成規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 4 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第102号

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年12月12日

静岡市長 難波喬司

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市税条例施行規則（平成15年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号エ中「前3号の規定との均衡上」を「ア、イ又はウに掲げるもののほか」に改める。

様式第44号及び様式第45号中「還付・充当しました」を「還付・充当又は委託納付しました」に改める。

様式第91号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第93号の2及び様式93号の3を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第114号の2の9中「附則第20条第14項」を「附則第20条第15項」に改める。

様式第129号（その2）中

「

交付年月日	年	月	日	有効期限	年	月	日	を
-------	---	---	---	------	---	---	---	---

」

「

運転免許の年月日	年	月	日	有効期限	年	月	日	に
----------	---	---	---	------	---	---	---	---

」

改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第91号、様式第93号の2及び様式第93号の3の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

- この規則の施行の際、現に改正前の静岡市税条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市税条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。

- この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

静岡市規則第103号

静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年12月12日

静岡市長 難波喬司

静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

静岡市児童福祉法等施行細則（平成15年静岡市規則第110号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「被保険者証」を「医療保険各法」に改める。

様式第5号の4（表）中

「

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号	
被保険者証の記号及び番号（※）		保険者名及び番号（※）			

を

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、医療型児童発達支援を申請する場合に記入すること。

」

「

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号	
---------------	--	------------	--	-------------------	--

に、

」

「

<input type="checkbox"/> 児童発達支援	
<input type="checkbox"/> 医療型児童発達支援	

を

」

「

<input type="checkbox"/> 児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。）	
<input type="checkbox"/> 児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して	

に

治療を行うものに限る。)

」

改める。

様式第5号の7(三)中「支給決定期間」を「給付決定期間」に改め、同様式(八)3中「医療型児童発達支援を」を「児童発達支援のうち治療に係るもの」に、「医療保険の被保険者証」を「マイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。)等」に、「指定医療型児童発達支援事業所」を「指定児童発達支援事業所(治療を行うものに限る。)」に改める。

様式第5号の10中

「

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号	
被保険者証の記号及び番号(※)		保険者名及び番号(※)			

を

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、医療型児童発達支援を申請する場合記入すること。

」

「

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号	
---------------	--	------------	--	-------------------	--

に、

」

「

<input type="checkbox"/> 児童発達支援	
<input type="checkbox"/> 医療型児童発達支援	

を

」

「

<input type="checkbox"/> 児童発達支援(肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。)	
<input type="checkbox"/> 児童発達支援(肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。)	

に

」

改める。

様式第5号の14中

改める。

様式第8号の2及び様式第8号の12中「被保険者証」を「医療保険各法」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市児童福祉法等施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市児童福祉法等施行細則（以下「新規則」という。）の相当様式により提出された文書とみなす。
 - 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により交付されている旧規則第6条の3の受給者証は、当該受給者に係る給付決定期間の満了の日又は当該受給者証の再交付を受ける日までの間は、新規則の様式により交付された受給者証とみなす。
 - 4 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により交付されている旧規則第9条の8の受給者証は、当該受給者に係る支給決定期間の満了の日又は当該受給者証の再交付を受ける日までの間は、新規則の様式により交付された受給者証とみなす。
 - 5 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市議会規則

静岡市議会規則第1号

静岡市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年12月1日

静岡市議会議長 山根田鶴子

静岡市議会傍聴規則の一部を改正する規則

静岡市議会傍聴規則（平成15年静岡市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「認める者」を「認めるもの」に改める。

第9条第1項中「傍聴券を」を「、これを」に改め、同条第2項中「傍聴証を」を「、これを」に改める。

第10条第2項を次のように改める。

2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

第12条第1号中「もの」を「物」に改め、同条中第3号を削り、第2号を第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第12条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に、「人」を「他人」に、「及ぼすと」を「及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が」に改め、同号を同条第4号とする。

第12条に次の2項を加える。

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の傍聴を禁止することができる。

第13条第2号を削り、同条第1号中「表明し」の次に「、又は議場に現在する者に対して示威的行為をし」を加え、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 静肅にすること。

第13条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を削り、同条第7号中「携帯電話等の通信機器」を「携帯電話端末その他音を発する機器」に、「無音」を「音を発しない」

に改め、同号を同条第4号とし、同条第8号中「又は会議の妨害」を「会議を妨害し、又は他人の迷惑」に改め、同号を同条第5号とする。

第14条の見出し中「及び」を「、」に改め、「録画」の次に「、放送」を加え、同条中「録画」の次に「、放送」を加える。

第15条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

第16条中「当たっては、」の次に「全て」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第830号

児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示（令和2年静岡市告示第484号）の一部を次のように改正する。

令和7年11月28日

静岡市長 難波喬司

第1項の表備考5（3）中「第5条第6項、第7項及び第12項から第14項まで」を「第5条第6項、第7項及び第12項から第15項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示の規定は、この告示の施行の日以後に行われた児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施（以下「助産の実施等」という。）に要する費用に係る徴収基準について適用し、同日前に行われた助産の実施等に要する費用に係る徴収基準については、なお従前の例による。

静岡市議会告示

静岡市議会告示第1号

静岡市議会委員会傍聴規程(平成15年静岡市議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和7年12月1日

静岡市議会議長 山根田鶴子

第1条中「。以下「条例」という。」を削る。

第8条中「傍聴券」を「、傍聴券」に改める。

第9条に次の1項を加える。

2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、委員長が別に定員を定めることができる。

第11条第1号中「もの」を「物」に改め、同条中第3号を削り、第2号を第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の委員会室に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第11条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、「委員会の」を削り、「人」を「他人」に、「及ぼすと」を「及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が」に改め、同号を同条第4号とする。

第11条に次の2項を加える。

2 委員長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の傍聴を禁止することができる。

第12条第2号を削り、同条第1号中「委員会の会議」を「委員会室」に改め、「表明し」の次に「、又は委員会室に現在する者に対して示威的行為をし」を加え、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 静肅にすること。

第12条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を削り、同条第7号中「携帯電話等の通信機器」を「携帯電話端末その他音を発する機器」に、「無音」を「音を発しない」に改め、同号を同条第4号とし、同条第8号中「又は委員会の会議の妨害」を「会議を妨害し、又は他人の迷惑」に改め、同号を同条第5号とする。

第13条の見出し中「及び」を「、」に改め、「録画」の次に「、放送」を加え、同条中「録画」の次に「、放送」を加える。

第14条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

第15条中「当たっては、」の次に「全て」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。